

平成28年度第1回伊丹市行政不服審査会 会議録

1 日 時	平成28年12月27日(火) 午前9時20分～10時40分
2 場 所	伊丹市役所 議会棟3階 第2委員会室
3 出席委員	阿部委員、石橋委員、角松委員
4 事務局	堀口総務部長、浜田法務室長、平井法務管理課長、他職員1名
5 傍聴者	なし
6 開 会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員紹介 ・ 事務局職員紹介
7 議事の概要	<p>(1) 会長の互選について 委員の互選により、阿部委員を会長に選任した。</p> <p>(2) 会長職務代理者の指名について 角松委員を会長職務代理者に指名した。</p> <p>(3) 審査会の運営方法について</p> <p>ア 審査会の運営に係る関係法令等の規定について 事務局から関係法令等の規定について説明があった。</p> <p>イ 審査会運営要領について 事務局から審査会運営要領(案)(資料①)について説明。審議の結果、原案のとおり決定した。</p> <p>(主な協議内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議録は、市の方針に従って公開するが、審査請求に係る審査の手續については、伊丹市行政不服審査法施行条例の規定により非公開であることから、会議録においても審査請求に係る審議の内容は非公開とする。 ・ 会議録は、会議の概要を示したものとし、詳細版の要否は、次回、会議録(案)の提示をまって審議する。 ・ 自由な発言を妨げないため、作成する会議録において発言者を特定できないようにするか否かは、本市の類似の審議会の取扱いも確認した上、次回審査会で審議する。 ・ 会議は、原則、非公開とし、審査の手續以外の議事の公開については、審査会の判断により決める。また審査の手續に係る審議と、他の議事とがある会議の開催をホームページで告知するときは、「審査の手續は非公開」である旨を明記する。 <p>ウ 審査会傍聴要領について 事務局から審査会傍聴要領(案)(資料②)について説明があった</p>

	<p>後、会議を公開とした場合に傍聴人に配布する資料は、次第書のほかは公開することが適当なものに限ることを確認の上、原案のとおり決定した。</p>
	<p>(4) 答申書の構成について</p> <p>事務局から答申書の構成（案）（資料③）について説明。審議の結果、審査請求人からの口頭意見陳述状況の記載を追加するほかは、原案のとおり決定した。</p> <p>（主な協議内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利保障の観点から、審査庁は、審査請求人への諮問通知等の際に、審査会に対し、口頭意見陳述ができる旨を教示すべき。 ・ 原案中「調査審議の経過」について、この項目には審査関係人の口頭意見陳述の状況も記載すべき。
	<p>(5) 平成28年度諮問第1号案件について</p> <p>審議に先立ち、伊丹市行政不服審査会運営要領第4条に基づき、除外に該当する委員の有無の確認が行われたが、該当する委員はいなかった。</p> <p>次に、事務局から平成28年度諮問第1号案件（国民健康保険税納税通知による税額決定処分に係る審査請求）について説明があった後、審議が行われた。審議は次回へ継続することになった。</p> <p>（本件が個人に関する情報を取り扱うものであること及び審議における率直な意見交換を確保すべきことから、審議内容は伊丹市行政不服審査法施行条例第5条第8項の規定により、非公開。）</p>
<p>8 その他</p>	<p>次回審査会は、平成28年度諮問第1号案件について答申できるところまで審議を進める予定とし、開催日程については、後日調整することとした。また審査会が立ち上がったばかりであり、慎重に議事を進めていく方針が確認された。</p>
<p>9 資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料① 審査会運営要領（案） ・資料② 審査会傍聴要領（案） ・資料③ 答申書の構成（案）